

岐阜県庁舎専用水道の原水及び浄水の水質検査等業務に関する一般競争入札公告

岐阜県庁舎専用水道の原水及び浄水の水質検査等業務について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第127条第1項の規定により公告する。

令和6年3月8日

岐阜県知事 古田 肇

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
岐阜県庁舎専用水道の原水及び浄水の水質検査等業務
- (2) 委託業務の内容
入札説明書による。
- (3) 委託契約の期間
契約日から令和7年3月19日まで
- (4) 委託業務履行場所
岐阜市藪田南二丁目1番1号
- (5) 最低制限価格の設定
有

2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領又は岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (3) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に、水質検査を業務内容として登載されている者であること。
- (4) 平成21年度以降に、水道法（昭和32年法律第177号）に基づく水質検査業務を実施した実績があり、かつ、次のア～ウを全て満たす者であること。ただし、元請人として受注し、完了した実績に限る。
 - ア 水道法第20条第3項に規定する厚生労働省大臣登録検査機関であり、水質検査業務地域内に岐阜県が含まれていること。
 - イ （公社）日本水道協会が認定する水道水質検査優良試験所規範〔水道GLP（原水を含む）〕を取得していること。
 - ウ 水質基準項目において、ISO/IEC17025試験所認定を取得していること。
- (5) 主たる業務に従事する技術者として、次のア及びイを満たす技術者を配置できる者であること。
 - ア 「水質検査員」の資格を有する者。
 - イ 平成21年度以降に、水道法に基づく水質検査業務を実施した実績がある者。ただし、元請人として受注し、完了した実績に限る。

3 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局

〒500-8570 岐阜市藪田南二丁目1番1号
岐阜県総務部管財課県庁舎運用第一係
電話 058-272-1150
電子メール c11116@pref.gifu.lg.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和6年3月8日(金)から令和6年3月14日(木)までの毎日(県の機関の
休日を除く。)午前9時30分から午後5時まで

イ 交付場所

原則電子メールによる交付とするので、上記担当部局まで電子メール
で交付希望の旨を申し出ること。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書を3
の(1)まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 提出期限 令和6年3月18日(月)午後5時

期限までに競争入札参加資格確認申請書を提出しない者又は入札参加資格がない
と認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 入札参加資格の確認結果は、令和6年3月21日(木)までに通知する。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日 時 令和6年3月25日(月) 午後4時30分

イ 場 所 岐阜市藪田南二丁目1番1号
岐阜県庁舎20階 会議室2004

(5) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに3の(4)のイの場所において行う。

(6) 契約条項を示す場所

3の(1)に同じ。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うこととする。ただし、代理人が入札する場合
には、入札前に委任状を提出するものとする。

また、落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額(以下「入札書記載
金額」という。)の100分の10に相当する額を加算した金額の合計(当該金額に
1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格
とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業
者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札
書に記載すること。

なお、入札書の日付は、入札日を記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

規則第114条に該当するときは、免除する。

ウ 落札者の決定方法

落札者は、規則第111条の規定により定めた予定価格に110分の100を乗じて
得た額(以下「入札書比較価格」という。)の範囲内で、最低の入札書記載金額を
もって入札した者とする。

ただし、最低制限価格を設定した場合、入札書比較価格の範囲内で最低制限価格
に110分の100を乗じて得た価格(以下「制限比較価格」という。)以上で応札し
た者のうち、最低価格の者を落札者とする。

なお、入札者が制限比較価格を下回る入札をした場合、当該入札を無効とし、再度入札には参加できないこととする。

落札者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。

エ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第 130 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

オ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合には、これを中止する。また、令和 6 年第 1 回岐阜県議会定例会の議決がない場合については、入札を中止する。この場合における損害は、入札者の負担とする。

カ 落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として 1 週間以内に契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 郵便又は電信による入札は、認めない。

(4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

(5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず契約の締結をしないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(6) 落札者が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。

(7) 落札後、電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行う。電子契約による契約締結を希望する場合、速やかに県あてに「電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書」を提出すること。

(8) 詳細は、入札説明書による。